

3薬第805号  
令和3年8月25日

各関係機関の長 様

愛媛県保健福祉部長  
(公 印 省 略)

令和3年度骨髄バンク推進月間の実施について (依頼)

本県の保健衛生行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、骨髄バンクについては、皆様の御理解、御協力により、全国でのドナー登録者数は53万人を超えましたが、登録者より年齢超過等による取消者数が増えている自治体も多く、一人でも多くの患者さんを救うためには、今後、若年層を中心に一人でも多くの方のドナー登録をお願いしていく必要があります。

そこで、厚生労働省では、骨髄移植及び末梢血幹細胞移植に関する正しい知識の啓発並びに骨髄等提供希望者（ドナー）の確保を目的として、毎年10月を「骨髄バンク推進月間」と定め、全国的な運動を展開しているところであり、本県においても「令和3年度愛媛県骨髄バンク推進月間実施要綱」を別紙のとおり定め運動を展開することとしたので、御協力をお願いします。

つきましては、後日啓発ポスター等を送付しますので、掲示等に御協力いただきますようお願いいたします。

愛媛県  
保健福祉部健康衛生局  
薬務衛生課 薬事係 酒井  
TEL : 089-912-2391  
FAX : 089-912-2389

# 令和3年度愛媛県骨髄バンク推進月間実施要綱

## 1 趣旨

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植（以下「骨髄移植等」という。）は、白血病等の血液疾患に対する有効な治療法であり、移植は、骨髄や末梢血幹細胞を提供していただける希望者（以下「ドナー」という。）の善意があつて初めて成り立つものである。

このため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づき、骨髄移植等の推進を図るための骨髄バンク事業が実施されているところであるが、近年、ドナー登録者数は、増加傾向にあるものの、最も多い年齢層は40代となっており、依然として10代から20代の若年層のドナー登録者数は少なく、今後、ドナー登録者数の減少が危惧されている。また、ドナー候補者として選ばれても、ドナーの都合がつかない、ドナーに連絡がとれない、ドナーの家族の同意が得られない等の理由により、骨髄、末梢血管細胞の提供につながらない事例が相当数存在している。

そこで、本事業の進展のためには、骨髄移植等に対する国民の理解を深め、善意のドナーの登録を促進するとともに、ドナーが骨髄等を提供しやすい環境をつくることで、一人でも多くの患者が円滑かつ適切に骨髄移植等を受けることができるようにすることが緊要である。

また、地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとされているところである。

このため、10月を「愛媛県骨髄バンク推進月間（以下「月間」という。）」と定め、広く県民に対して骨髄移植等に対する深い関心と理解を得るとともに、一人でも多くの県民がドナー登録につながるよう、期間中、骨髄等移植対策の推進のための広報・啓発活動など種々の取組を集中的に実施するものとする。

## 2 実施期間

令和3年10月1日から同月31日までの1か月間

## 3 実施機関

主催 愛媛県

共催 愛媛県骨髄バンク推進協議会

## 4 重点事項

- (1) ドナーが骨髄等を提供しやすい環境づくりを推進するため、白血病等の血液疾患に対する有効な治療法である骨髄移植等について、国民の関心と理解を深めるための普及啓発を図る。
- (2) 骨髄バンク事業における善意の意義と当該事業の役割について普及啓発を図るとともに、一人でも多くの国民（特に若年層）がドナー登録につながるよう、ドナー登録への理解と協力を呼び掛ける。

## 5 実施方法

本月間の実施に当たっては、広く地域住民の関心と協力が得られるよう、主に次の事項を参考に関係機関及び関係団体の協力得て、効果的な取組を実施する。

- (1) ポスター、パンフレット等の作成及び配布
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得た広報
- (3) 県及び市町の広報誌、関係機関及び関係団体等の機関誌、有線放送並びにインターネット等の活用による広報
- (4) 講演会、シンポジウム、県民大会等の開催
- (5) 骨髄バンクドナー登録会（献血併行型等）の開催

## 6 その他

- (1) 若年層向けの雑誌、ラジオ番組、インターネットやSNS等の様々な広報媒体を用いて、若年層の目に触れる機会を増やす等、若年層に対する広報活動にも留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、内閣官房等から発出される事務連絡等に基づき対応を講じること。
- (3) 各保健所において実施した事業について、別紙様式により令和3年11月末日までに報告すること。

厚生労働省発健0817第4号

令和3年8月17日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区长 } 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

令和3年度「骨髄バンク推進月間」の実施について (依頼)

造血幹細胞移植対策の推進につきましては、種々の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、骨髄バンク事業を推進するため、毎年10月を「骨髄バンク推進月間」と定め、関係機関、関係団体の方々の協力を得て、骨髄移植と末梢血幹細胞移植に関する国民への理解の促進及び骨髄等提供希望者(ドナー)の確保を目的とした取組を実施しております。

つきましては、令和3年度においても別添1実施要綱のとおり「骨髄バンク推進月間」を実施することとしましたので、貴職におかれましても本月間の趣旨に御賛同いただくとともに、貴管内の関係機関・関係団体等の協力を得ながら、全国的な運動の展開に格段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、御賛同の節は、別添2依頼事項について各期日までに御回答くださいますよう併せてお願いいたします。

## 令和3年度「骨髄バンク推進月間」実施要綱

## 1. 名 称

骨髄バンク推進月間

## 2. 趣 旨

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植（以下「骨髄移植等」という。）は、白血病等の血液疾患に対する有効な治療法であり、移植は、骨髄や末梢血幹細胞を提供していただける希望者（以下「ドナー」という。）の善意があつて初めて成り立つものである。

このため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づき、骨髄移植等の推進を図るための骨髄バンク事業が実施されているところであるが、近年、ドナー登録者数は、増加傾向にあるものの、最も多い年齢層は40代となっており、依然として10代から20代の若年層のドナー登録者数は少なく、今後、ドナー登録者数の減少が危惧されている。また、ドナー候補者として選ばれても、ドナーの都合がつかない、ドナーに連絡がとれない、ドナーの家族の同意が得られない等の理由により、骨髄、末梢血管細胞の提供につながらない事例が相当数存在している。

そこで、本事業の進展のためには、骨髄移植等に対する国民の理解を深め、善意のドナーの登録を促進するとともに、ドナーが骨髄等を提供しやすい環境をつくることで、一人でも多くの患者が円滑かつ適切に骨髄移植等を受けることができるようにすることが緊要である。

また、国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとされているところである。

このため、10月を「骨髄バンク推進月間（以下「月間」という。）」と定め、広く国民に対して骨髄移植等に対する深い関心と理解を得るとともに、一人でも多くの国民がドナー登録につながるよう、期間中、骨髄等移植対策の推進のための広報・啓発活動など種々の取組を集中的に実施するものとする。

## 3. 実施期間

令和3年10月1日（金）から同月31日（日）までの1か月間

## 4. 主 催（予定）

厚生労働省、都道府県、保健所設置市、特別区及び公益財団法人日本骨髄バンク

ただし、地域の実情に応じ、関係機関及び関係団体と共催することも差し支えないものとする。

## 5. 協力機関（予定）

日本赤十字社（造血幹細胞提供支援機関）

## 6. 重点事項

- (1) ドナーが骨髄等を提供しやすい環境づくりを推進するため、白血病等の血液疾患に対する有効な治療法である骨髄移植等について、国民の関心と理解を深めるための普及啓発を図る。
- (2) 骨髄バンク事業における善意の意義と当該事業の役割について普及啓発を図るとともに、一人でも多くの国民（特に若年層）がドナー登録につながるよう、ドナー登録への理解と協力を呼び掛ける。

## 7. 実施方法

本月間の実施に当たっては、広く地域住民の関心と協力が得られるよう、主に次の事項を参考に関係機関及び関係団体の協力得て、効果的な取組を実施する。

- (1) ポスター、パンフレット等の作成及び配布
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得た広報
- (3) 都道府県、保健所設置市及び特別区の広報誌、関係機関及び関係団体等の機関誌、有線放送、インターネット等の活用による広報
- (4) 講演会、シンポジウム、都道府県民大会等の開催
- (5) 骨髄バンクドナー登録会（献血併行型等）の開催

## 8. その他

- (1) 都道府県等における骨髄バンク推進連絡協議会等を活用し関係者の一層の連携を図ること。
- (2) 若年層向けの雑誌、ラジオ番組、インターネットやSNS等の様々な広報媒体を用いて、若年層の目に触れる機会を増やす等、若年層に対する広報活動にも留意すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、内閣官房等から発出される事務連絡等に基づき対応を講じること。